

令和2(2020)年度県民一家族一旅行推進事業について

令和2(2020)年6月3日

栃木県産業労働観光部観光交流課

1 概要

本事業は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要の回復に向けて、栃木県民の宿泊者に対し、宿泊費を支援することで観光需要を喚起する。

2 内容

項目	内容	備考	
事業 内容	割引対象者	栃木県民	
	対象宿泊期間	6月中旬～10月30日(金)	ただし、割引期間は販売方法や販売会社等により異なる。
	対象事業者	①OTA ②旅行業法に基づき旅行業の登録を受け、栃木県内に事業所等を持つ者。	支援金の支給は法人ごととする。
	割引方法	①OTA：WEBクーポンの発行 ②県内旅行事業者：割引旅行商品の造成・販売	①6月中旬から販売開始 ②7/1頃から順次、販売開始 ・募集型企画旅行及び受注型企画旅行いずれも本制度を利用可能とする。
	1人当たり 割引額	①宿泊費6,000円以上10,000円未満 ⇒3,000円割引 ②宿泊費10,000円以上 ⇒5,000円割引	・1予約につき、2泊までを支援対象とする。

3 その他

- ・OTAについては、「じゃらん」から順次販売(6月中旬)いたします。(他OTAについては検討中です。)
- ・近日中に「じゃらん」等OTAからの御案内が、取扱宿泊施設宛て発出されますので、御参加くださるようお願いいたします。
- ・県内旅行者による募集・受注企画旅行についても7月以降補助対象となります。OTAを利用されない施設様はこちらを御活用ください。